利用者登録申請書

としま区民センター・としま産業振興プラザ(IKE・Biz)・あうるすぽっと会議室

					申請年月日	令 令	和	年	月	日
次のとおり施設和	川用者と	しての登録	录を申請	します。						
登録種別 *	□新規	□変見	i []	 更新				*」は	必須項目	です
団体種別*	.,.,	(法人・そ		 □区外						
四叶型沙			_			団体の) 主た	る業務/	活動内容	容*
団体名*					L.			714777		
ふりがな *			***************************************		 	当館	施設	利用の主	Eな目的	*
団体人数*				人						
利用者 I D * (登録番号)								6文字・数 ⁴ 区別なし・		
(代表者)										
氏 名*										
しめい ふりがな *										
住 所*	(〒	_)	(自宅・会	社・学校	と・そ	の他)		
会社名・学校名等も 略さずご記入くださ い										
電話番号*		_	_		(自宅・携	帯・会社	上・そ	・の他)		
電話番号		_	_		(自宅・携	帯・会社	上・そ	·の他・F	`AX)	
(連絡者)										
氏 名*										
しめい ふりがな *										
住 所*	(〒	_)	(自宅・会	社・学校	と・そ	の他)		
会社名・学校名等も 略さずご記入くださ い										
電話番号*		_	—		 (自宅・携	帯・会社	上・そ	・の他)		
電話番号		_	_		(自宅・携	帯・会社	上・そ	·の他・F	`AX)	

- ※手続きに来られる方は、身分証明書を提示してください。
- ※利用登録は団体となります。個人利用はできません。
- ※代表者および連絡者は16歳以上。

※優先的に利用申し込みができる「区民団体」の登録には、豊島区民であることの証明が必要です。

(DE) (1) (1 1) (1 C	DETA CO ENETT SEMICIST ENERGY SECOND CONTRACTOR
区民団体 (法人)	豊島区内に事務所、営業所、支部等を有することが確認できる書類。 例:法人登記簿(3ヶ月以内)・会社案内等パンフ・社員証(名刺除く)等
区民団体 (その他)	代表者もしくは連絡者が区民(在住・在勤・在学)であることの証明。 豊島区民(在住・在勤・在学)が半数以上の「構成員名簿」の提出。 (「構成員名簿」は、地域文化創造館の「生涯学習団体登録証」「青少年団体登録証」「文化創造団体登録証」「区民集会室等利用者登録証」(いずれも有効期間内)の提示で省略することができます)

利用者登録申請書

としま区民センター・としま産業振興プラザ(IKE・Biz)・あうるすぽっと会議室

	申請年月	月日 令和 7 年 1 月 1 日				
次のとおり施設和	川用者としての登録を申請します。	「*」は必須項目です				
登録種別 *		する項目に				
団体種別*	☑ 区民 (法人) その他) □区外					
□ H- *	まるマ本事	団体の主たる業務/活動内容*				
団体名*	あうる商事	食品販売				
ふりがな*	あうるしょうじ	当館施設利用の主な目的*				
団体人数*	15 人	会議				
利用者 I D * (登録番号)	1234auru	(英数8~16文字・数字のみ8~15文字) ※大小文字の区別なし・登録後の変更不可				
(代表者)	曲白土切					
氏 名*	豊島 太郎					
しめい ふりがな *	としまたろう					
住 所*	(〒 170 — 0000) (自宅・会	会社 学校・その他)				
会社名・学校名等も	豊島区東池袋〇一〇一〇 〇×ビル 〇階					
略さずご記入くださ い	株式会社 あうる商事					
電話番号*	03-0000-0000 (自宅・排	통帯·会社)その他)				
電話番号	ー ー (自宅・携	隽帯・会社・その他・FAX)				
(連絡者)	曲自步之					
氏 名*	豊島 花子 					
しめい ふりがな*	としまはなこ					
住 所*	(〒 170 — 0000) (自宅 会	会社)学校・その他)				
会社名・学校名等も	豊島区東池袋〇一〇一〇 〇×ビル 〇階	郵便物が届く住所、				
略さずご記入くださ い	株式会社 あうる商事 東池袋店	会社名を記入				
電話番号*	03-0000-0000 (自宅・捜	携帯・会社)その他)				
電話番号	090-0000-0000 (自宅·	隽帯)会社・その他・FAX)				
※手続きに来られる力	方は、身分証明書を提示してください。 日中に連絡のつ	<u> </u>				

※利用登録は団体となります。個人利用はできません。 ※代表者および連絡者は16歳以上。

電話番号を記入

※優先的に利用申し込みができる「区民団体」の登録には、豊島区民であることの証明が必要です。

	豊島区内に事務所、営業所、支部等を有することが確認できる書類。 例:法人登記簿(3ヶ月以内)・会社案内等パンフ・社員証(名刺除く)等
	代表者もしくは連絡者が区民(在住・在勤・在学)であることの証明。 豊島区民(在住・在勤・在学)が半数以上の「構成員名簿」の提出。 (「構成員名簿」は、地域文化創造館の「生涯学習団体登録証」「青少年団体登録証」「文化創造団体登録証」「区民集会室等利用者登録証」(いずれも有効期間内)の提示で省略することができます)